

令和7年度 川越市

第1回不動産公売案内

入札期間	令和8年1月27日(火)午前9時 ～令和8年2月3日(火)午後5時
開札の日時	令和8年2月9日(月)午前9時
開札の場所	川越市役所本庁舎7G会議室
公売財産	売却区分番号 川-1号 (川越市大字今福 区分所有建物) 売却区分番号 川-2号 (川越市大字笠幡 区分所有建物)

問合せ先

〒350-8601

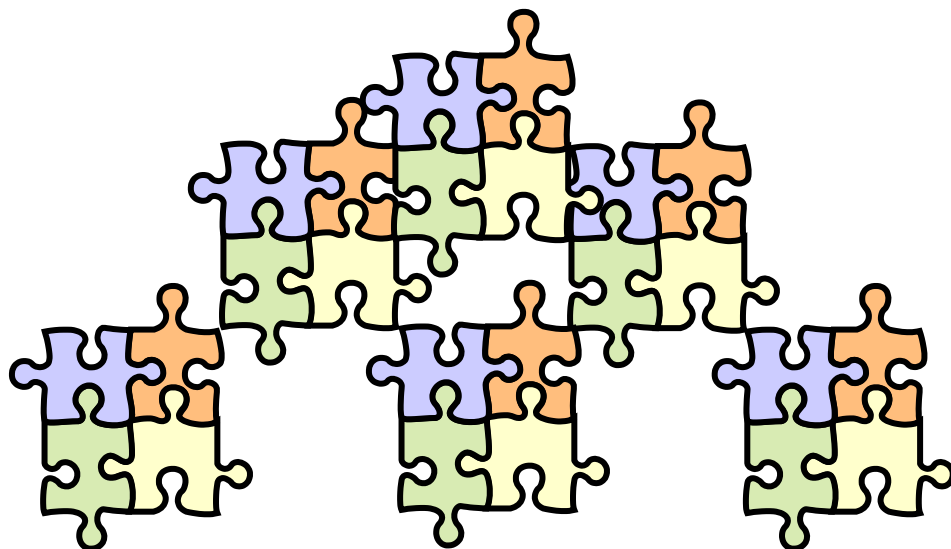
埼玉県川越市元町1丁目3番地1

川越市 財政部 収納対策課

電話:049-224-6179

目 次

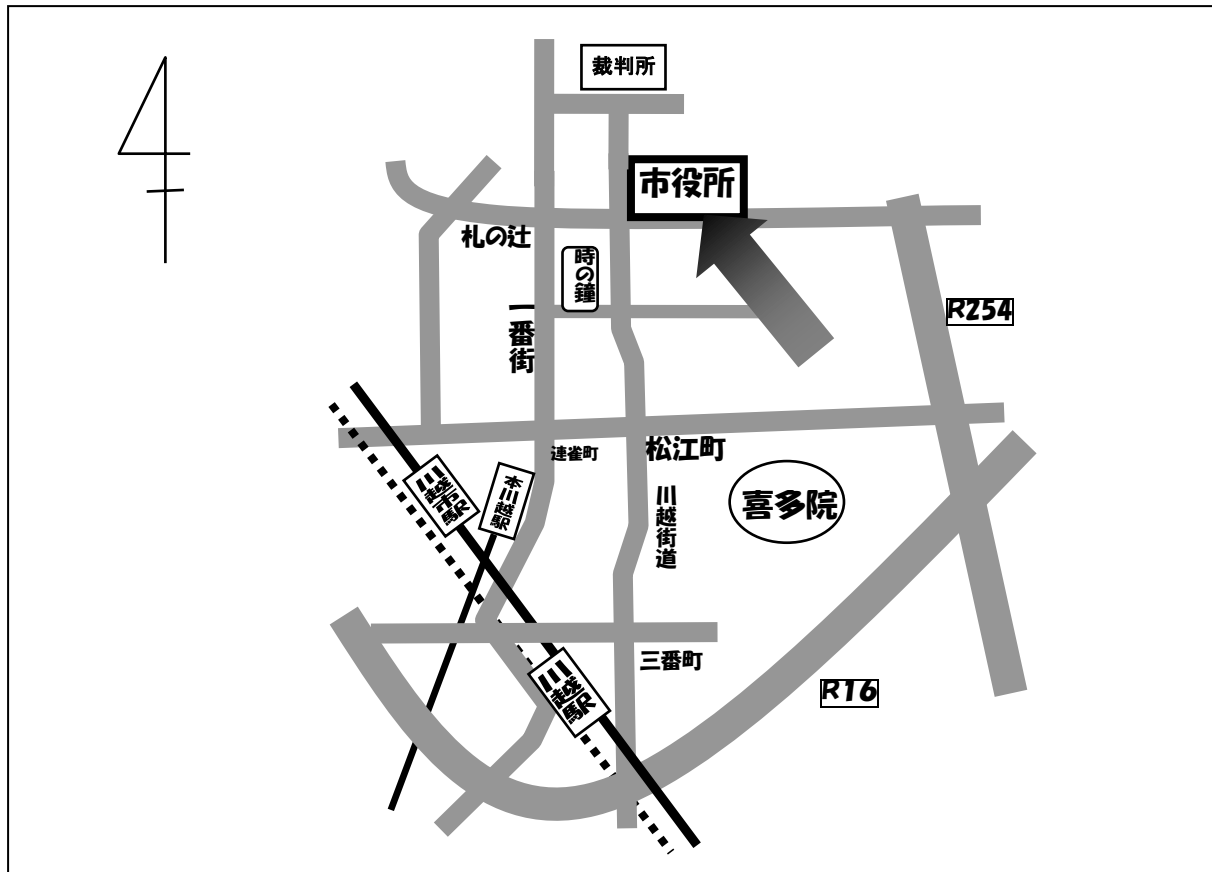
公売の日時及び場所等	1
公売財産一覧	2
入札される方へ	2
入札の方法(期間入札)	3
入札手順	9
入札書の記載例	10
公売財産の明細(売却区分番号川ー1号)	11
公売財産の明細(売却区分番号川ー2号)	19
入札書等送付依頼書(期間入札用)	29



公売の日時及び場所等

公 売 の 方 法	期 間 入 札
入 札 期 間	令和8年1月27日(火)午前9時から 令和8年2月3日(火)午後5時まで
入 札 書 提 出 先	〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3番地 1 川越市役所 財政部 収納対策課 ※書類を直接持参する場合は平日の午前9時から 午後5時までが受付時間となります。
開 札 の 日 時	令和8年2月9日(月)午前9時
開 札 の 場 所	川 越 市 役 所 本 庁 舎 7 G 会 議 室
売却決定の日時	令和8年3月2日(月)午前9時 ※変更になる場合があります。
売却決定の場所	川 越 市 役 所 収 納 対 策 課
代 金 納 付 期 限	令和8年3月2日(月)午後2時 ※変更になる場合があります。

川越市役所案内図



公売財産一覧

売却区分番号	見 積 価 額	財 産 種 別	財 産 所 在	詳細 頁
	公 売 保 証 金			
川- 1 号	2, 240, 000 円	区分所有 建物	川越市大字今福字山田 5 6 3 番地 1 (川越スカイハイツ 4 0 9 号室)	11
	224, 000 円			
川- 2 号	1, 800, 000 円	区分所有 建物	川越市大字笠幡 4 0 0 4 番地 8 (笠幡団地 2 号棟 3 0 2 号室)	19
	180, 000 円			

入札される方へ

1. 公売は国税徴収法の例に準じて執り行います。
2. 公売は現況有姿により行うものです。十分にご理解の上、公売へご参加ください。
3. 公売財産の面積等は公簿上によるものです。入札に際しては、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。
4. 公売による権利移転に伴う手続は川越市で行います。なお、それに伴う費用（移転登記に必要とされる登録免許税等）は買受人の負担となります。
5. 川越市は公売財産の引渡義務を負いません。明渡請求、公売財産内の動産の処理及び鍵の引渡しなどは、すべて買受人自身で行ってください。
6. 買受代金の全額を納付したときから危険負担は買受人に移転します。
したがって、買受代金を全額納付後に生じた財産の毀損、盗難、焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。
7. 川越市は公売財産について契約不適合責任を負いません。
8. 隣地との境界は、隣地所有者と協議してください。
9. 土壌汚染やアスベストなどに関する調査は行っておりません。また、廃棄物等の埋設の有無についても調査を行っておりません。
10. 入札の手続き等については、次ページの「入札の方法（期間入札）」をご覧ください。
11. 直前に公売が中止されることもございますので、入札書提出前に公売中止の有無をお問い合わせください。

問い合わせ先：川越市役所財政部収納対策課

TEL 049-224-6179

入札の方法(期間入札)

1. 公売参加資格

原則として公売保証金を納付すれば、どなたでも公売に参加することができます。ただし、次に該当する者は、法令の規定により公売に参加できません。

- ① 市長から入札を制限されている者
- ② 当該公売財産の所有者などの国税徴収法第92条（買受人の制限）の規定に該当する者
- ③ 公売への参加・買受代金の納付等を妨害した者、不当に価格を引き下げる目的を持って連合した者、偽りの名義で入札等をした者、正当な理由なく、買受代金を納付しなかった者などの国税徴収法第108条（公売実施の適正化のための措置）の規定に該当する者
- ④ 暴力団員等（法人の場合は役員が暴力団員等）の国税徴収法第108条第5項の規定に該当する者
- ⑤ 公売財産が農地である場合等、公売財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格を有しない者（買受適格者証明書の提出ができない者など）

2. 入札手続き書類

入札の手続きに当たっては、下記の書類が必要となります。入札に参加される方は、「入札書等送付依頼書(期間入札用)」(P29)を川越市役所収納対策課の窓口を持参するか郵送（FAX可）でご提出ください。入札書等必要書類をお渡しします。

提出先：〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3番地1 川越市役所収納対策課

FAX：049-226-2538

- ① 入札書
- ② 入札書提出用封筒
- ③ 公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振込依頼書
- ④ 公売保証金の充当申出書
- ⑤ 暴力団員等ではないことの陳述書
- ⑥ 委任状（個人の場合は本人以外、法人の場合は代表者以外が公売に参加する場合に必要）
- ⑦ 共同入札代表者の届出書（共同して入札する場合に必要）
- ⑧ 自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項
- ⑨ 指定許可等を受けていることを証する書類の写し

※⑥～⑨の書類については、該当する場合のみ提出してください。

※入札手続書類の入手方法及び入札手続書類についてご不明な点がございましたら、川越市役所収納対策課までご連絡ください。

電話番号 049-224-6179 受付時間 平日 午前9時～午後5時

3. 公売保証金の提供

入札希望者は、入札の際に定められた金額の公売保証金を納付する必要があります。

す。公売保証金の納付方法は、次のいずれかをお選びください。なお、公売保証金は、公売財産の売却区分番号ごとに納付してください。

① 川越市役所収納対策課の窓口で納付

公売保証金相当額の現金又は銀行振出小切手（振出日から起算して7日を経過していないもの）を納付してください。小切手の取立てに手数料が必要な場合は、入札者の負担となります。

② 川越市の指定する口座への振込

振込を希望される方には、入札手続書類をお渡しする際に、振込先口座を明記した書類をお渡しします。振込手数料は入札者の負担となります。

4. 入 札

① 入札書提出用封筒に入札書のみを入れ、密封してください。封筒には、入札者の氏名又は名称、売却区分番号及び開札日時を記載してください。

なお、複数の物件に入札される場合は、売却区分ごとに入札書提出用封筒が必要となります。

② 入札書には、個人にあっては住民登録上の住所及び氏名を、法人にあっては、商業登記簿上の所在地及び名称を記載してください。

なお、「入札書」は、字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。書き損じたときは、新たな「入札書」を作成してください。

③ 一度提出した「入札書」は入札期間内であっても、引換え、変更又は取消しすることができません。

④ 同一人が同一の売却区分番号の公売財産に対して、2回以上の入札がされた場合は、その入札のいずれも無効なものとなります。

⑤ 代理人が入札する場合は、代理権限を証する「委任状」を提出してください。

⑥ 共同して入札する場合は、専用の「入札書（共同入札用）」を使用し、併せて「共同入札代表者の届出書」及び共同入札者全員からの「委任状」を提出してください。

⑦ 暴力団員等ではないことの「陳述書」の提出をしてください。「陳述書」の提出がない場合や記載内容に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載の上、提出してください。共同して入札する場合は、入札者ごとに提出してください。

また、提出した「陳述書」は入札期間内であっても訂正や追完はできません。そのため、提出した陳述書に不備がある場合は、入札期間内に再提出が必要となります。

⑧ 入札期間を過ぎて提出された（到着した）「入札書」は無効となりますので、郵送により「入札書」を提出される場合は、所要の日数を見込んだうえで郵送してください。（入札期間内必着）

⑨ 関係書類の提出を確認した後に、「入札書提出用封筒受領証」をお渡します。

5. 入札の際に提出していただくもの

入札する時は、次の書類を提出してください。郵送の場合は、入札期間内必着です。

入札書類を窓口でご提出の際には本人確認できるものをご用意ください(運転免許証など)。

- ① 入札書を封入した入札書提出用封筒(必ず封をしてください。)
- ② 公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振込依頼書(口座振込の場合は、裏面に金融機関発行の振込金受取書の原本を貼り付けてください。)
- ③ 公売保証金の充当申出書
- ④ 暴力団員等ではない旨の陳述書
- ⑤ 委任状(代理人が入札される場合は入札の前に提出してください。法人の従業員等、代表権限のない方が法人名で入札される場合は、当該法人の委任状を提出してください。)
- ⑥ 「入札書(共同入札用)」「共同入札代表者の届出書」及び共同入札者全員からの「委任状」(共同して入札する場合)
- ⑦ 次の指定許認可等を受けている事業者は、④の陳述書に指定許認可等を受けていることを証する書類の写しの添付が必要です。
 - ア 宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けて事業を行っている者は、都道府県又は国土交通省が発行する免許証等
 - イ 債権管理回収業に関する特別措置法第3条の許可を受けて事業を行っている者は、法務省が発行する許可書等
- ⑧ 自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項(自己の計算において入札等をさせようとする場合に必要です。)
- ⑨ 買受適格証明書(入札する物件が農地の場合に提出が必要です。)

6. 開札の方法

開札は、入札者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札者またはその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない市職員が立ち会って開札します。

7. 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高の価額であるものに対して行います。

8. 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2名以上ある場合には、開札後その入札者の間で追加入札を行います。追加入札は開札の日に開札に引き続いて期日入札の方法により行います。追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

- ① 追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。
- ② 追加入札をすべきものが入札をしなかった場合、又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その者の提供した公売保証金は川越市に帰属し、その後2年間は公売参加を制限します。

9. 次順位買受申込者の決定

- ① 国税徴収法第104条の2の規定により、入札価額が見積価額以上で、最高価申込者からの入札価額に次ぐ高価額であり、かつ、最高価申込者の入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である入札者から、次順位による買受の申込があるときには、その者を次順位買受申込者とします。

なお、次順位申込者が2名以上あるときは、くじで決定します。

- ② 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、原則として代金納付期限までは返還できません。

10. 通知

開札後、公売財産の売却区分ごとに最高価申込者には「不動産の最高価申込者の決定等通知書」を、次順位買受申込者には「不動産の次順位買受申込者決定等通知書」を送付します。

11. 警察への調査の嘱託

最高価申込者等の決定後、警察当局に対し、以下の対象者が暴力団員等に該当するか否かの調査の嘱託を行います。

なお、「陳述書」に指定許認可等を受けていることを証する書面の写しを添付している者については、調査の嘱託は行いません。

- ①最高価申込者

- ②次順位買受申込者

- ③上記①及び②の者が提出した「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載されている者

- ④上記①から③までの者が法人である場合は、その役員に該当する者

12. 公売保証金の返還

最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が提供した公売保証金は、開札終了後に返還します。

なお、次順位買受申込者が提供した公売保証金は、最高価申込者が買受代金の納付した後に返還となります。

また、暴力団員等に該当した者が提供した公売保証金は最高価申込者等の決定の取消後に返還となります。

13. 売却決定

売却決定は次のとおりに行います。

- ① 最高価申込者が暴力団員等に該当しないと認められる場合

公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して行います。

ただし、売却決定の日までに、警察への調査の嘱託の結果が明らかにならない場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。

- ② 最高価申込者が暴力団員等に該当すると認められる場合

最高価申込者の決定を取り消し、次順位買受申込者に対して売却決定を行います。

なお、次順位買受申込者への売却決定日時は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。ただし、次順位買受申込者が暴力団員等に該当すると認められた場合には、次順位買受申込者に対する売却決定は行いません。

14. 買受代金の納付

売却決定後、買受人は代金納付期限までに、買受代金の全額（公売保証金を充当する場合は、充当後の残額）を、現金又は銀行振出小切手（振出日から起算して7日を経過していないもの）で、直接持参又は口座振込による方法のいずれかで納付してください。その際の手数料は、買受人の負担になります。

なお、次順位申込者が売却決定を受けた場合は、国税徴収法第115条第1項の規定により、売却決定の日から起算して7日を経過した日が納付期限となります。

15. 権利取得の時期

権利取得の時期は、買受人が買受代金を全額納付した時とします。ただし、農地の場合は農業委員会等の許可があった時に権利を取得します。

なお、買受代金全額納付後に生じた財産の毀損、盗難、焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

16. 公売財産の引渡し

公売による売却財産について、川越市は引渡しの義務を負いません。明渡請求、公売財産内の動産の処理及び鍵の引渡しなどは、すべて買受人自身で行ってください。

17. 権利移転に伴う費用及び手続き

公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税・郵送料・振込手数料等）は買受人の負担となります。

買受人は買受代金納付後、速やかに権利移転に必要な書類を提出してください。

- ・所有権移転登記請求書
- ・買受人の住所又は所在地を証する書面
個人の場合→住民票の写し等
法人の場合→法人の履歴事項証明書又は資格証明書
- ・登録免許税相当額の収入印紙又は領収証書（原本）
- ・市町村が発行する公売財産の固定資産評価証明書又は価額通知書
- ・登記嘱託書及び登記識別情報（登記済証）の郵送に要する郵便切手
- ・公売財産が農地の場合は、都道府県知事等の許可又は届出受理を証する書面
- ・代理人又は代表権限を持っていない法人の従業員などが所有権移転登記の請求される場合は、当該法人の委任状

18. 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定取消し

次に該当する場合は、決定を取り消します。

- ① 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定後、売却決定前に、公売財産に係

る滞納市税等の完納の事実が証明されたとき。

- ② 国税徴収法第108条第2項（公売実施の適正化のための措置）に該当する事実があったとき。
- ③ 最高価申込者及び次順位買受申込者（最高価申込者及び次順位買受申込者が法人の場合、陳述書に記載された役員全員を含む。）が暴力団員等に該当することが認められたとき。

19. 売却決定の取消し

次に該当する場合は、売却決定を取り消します。

- ① 売却決定後、買受代金の納付前に、公売財産に係る滞納市税等の完納の事実が証明されたとき。
- ② 買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないとき。
- ③ 売却決定後、国税徴収法第108条第2項の規定に該当する事実があった場合。

20. 買受申込み等の取消し

売却決定が行われた後であっても、法律の規定に基づいて滞納処分続行が停止される場合には、最高価申込者及び次順位申込者並びに買受人は、その停止されている間は、買受申込み等の取消しを行うことができます。

21. 公売保証金の帰属等

買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合には、その者の提供した公売保証金は、その公売にかかる市税に充て、なお残余金があるときは、これを滞納者に交付します。

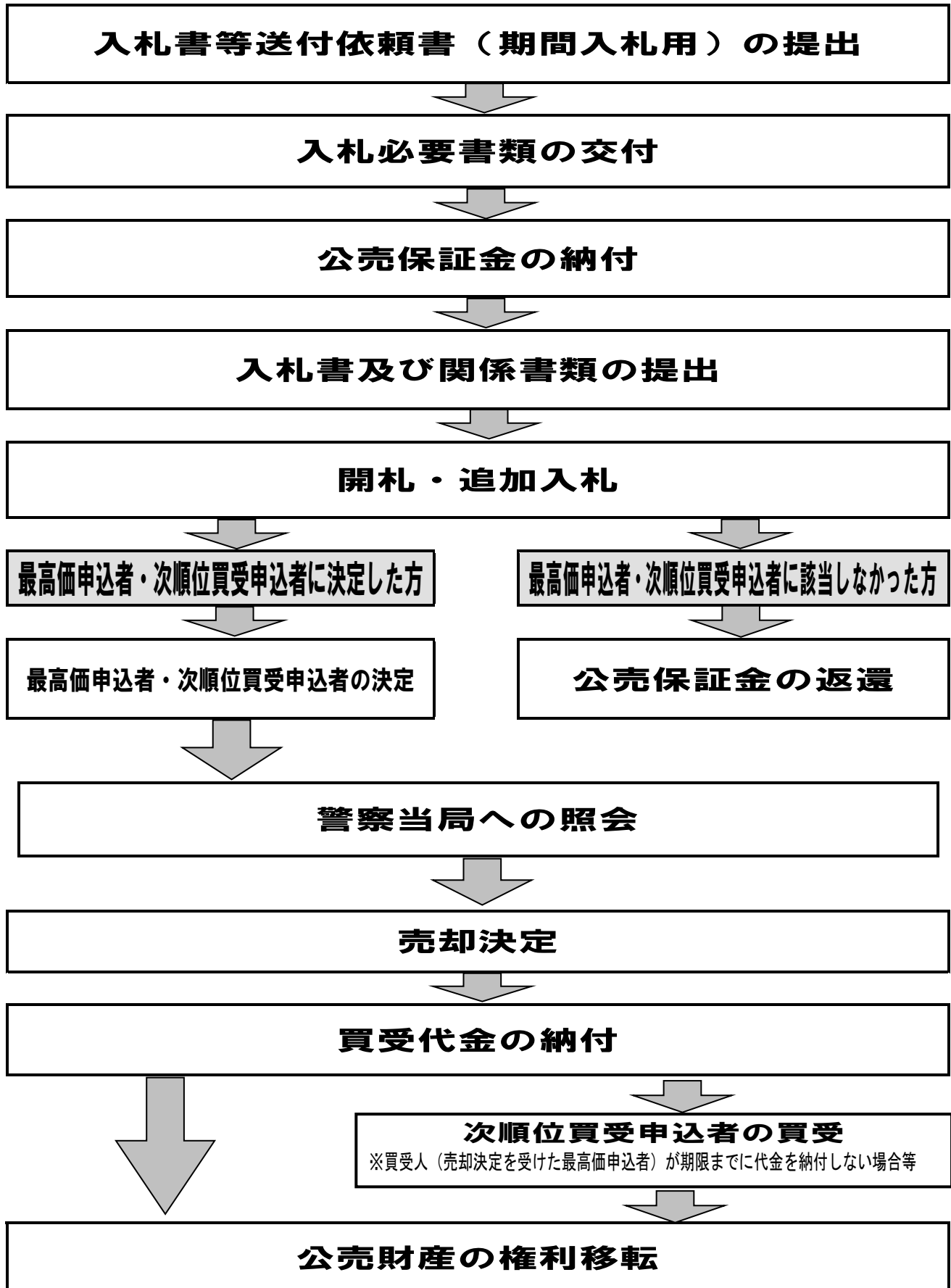
なお、国税徴収法第108条2項の規定による処分を受けた者の提供した公売保証金は川越市に帰属し、その後2年間は公売への参加を制限します。

22. 適格請求書（インボイス）について

消費税課税財産の公売については、媒介者交付特例により下記の場合のみ交付します。なお、交付対象となる公売財産の際には、公売公告に記載します。

- ① 公売財産の所有者と買受人が共に適格請求書発行事業者（登録事業者）であること。
- ② 買受人からの交付請求があったとき。

入札手順



入札書の記載例

川越市長 殿

入 札 書

令和 年 月 日

入 札 者	住 所 (所在地)	〒350-8601 埼玉県川越市元町1-3-1		記入日を 書いてください。	
	フリガナ	かわごえ たろう			電 話 番 号
	氏 名 (名 称)	川越 太郎			(自宅・事務所) (049)224-8811 (携帯)
代 理 人	住 所 (所在地)	〒		記入日を 書いてください。	
	フリガナ				電 話 番 号
	氏 名 (名 称)				(自宅・事務所) (携帯)

代理人が入札をする場合は、代理人の住所・氏名を記入してください。
(委任状が必要です。)

下記のとおり入札します。

入札する売却区分番号を記入してください。

公売財産の売却区分番号
川-1

入 札 価 額									
十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	1	0	0	0	0	0	0	0



買受人となった場合の適格請求書（インボイス）の交付希望
(希望するときは、左の口内にチェックを入れてください)

※次順位による買受けの申込をする方のみ記入をしてください。

次順位による買受けの申込	氏名 川越 太郎
--------------	-----------------

入札価額の頭部には、「¥」もしくは「金」を付けてください。

次順位の買受を申込む方のみ、記入してください。

【注意事項】

1. 入札書は、入札を行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
2. 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
3. 代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状を提出してください。
4. 入札価額は公売財産の見積価額以上の価額を記載してください。
また、アラビア数字で明確に記載し、入札価額の頭部には「¥」を記載してください。
5. 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
6. 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい入札書を作成してください。
7. 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。
また、同一人が同一の公売財産について2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効なものとなります。
8. 適格請求書が交付できる財産については、公売公告に適格請求書を交付できる旨の記載がありますので、当該記載がない場合には、上記のチェックを入れても適格請求書は交付できません。